

④ 役員の方掌変更に伴う給与の取扱い

Q : 役員の方掌変更等に伴って支給される給与が退職所得となる場合があるそうですが、どのような場合なのでしょうか？

A : 次のような場合です。

【解説】

法人が、役員の方掌変更又は改選による再選等に際し、その役員に対し退職給与として支給した給与(未払計上した場合の未払金は含まれない)については、その支給が次のような事実があったことによるものであるなど、その方掌変更等により、その役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、これを退職給与として取り扱うことができるとされています。

- ① 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有していないけど実質的にその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)になったこと
- ② 取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその会社の株主等で使用人兼務役員とされない役員を除く)になったこと
- ③ 方掌変更等の後におけるその役員(その方掌変更後においてもその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)の給与がおおむね50%以上に激減したこと

